

形而上的な罪意識に就いて

大 木 二 郎

Über die Metaphysische Schuld

Jiro ŌKI

Denn ich bin zu Leiden gemacht, und mein Schmerz ist immer von mir,
Denn ich zeige meine Missetat an und Sorge wegen meiner Sünde.

—Ein Psalm Davids, zum Gedächtnis—

序

ミケランジェの晩年の作、ロンダニーニの Pieta (クリストの屍を膝に抱いて嘆く聖母マリアの像) は、息子の崇拜者や利用者から、おそらくマリアの罪をも自分自身の罪として苦しんでくれた息子を取返した母親の、クリストと二人きりの同感受難の姿がそこに示されていると言われる。

ドゥオーモのピエタのアリマタヤのヨセフが消え、パレストリーナのピエタのマグダラのマリアも消え、破壊の跡のようなこの大理石像が逆に異様な美しさの印象を与えるのは、ミケランジェ自身自身の罪をも荷うクリストを強く意識しつつ彫ったのではないか。この造型的レクイエムの凄味のある迫力は我々に今更ながら罪とは何か、の間を投げかける。

又、主よ、我が兄弟我に罪を得ば、幾次之にゆるすべきか、七次迄か、我汝に七次迄と言わず、乃ち、七十次の七倍迄と、クリストは若者の質問に答えている場合の、¹⁾ 罪とか、赦しとかはどの様に理解し把握すべきなのであろうか。宗教的な立場に於ける罪とは如何なるものなのであろうか。特に罪を意識する、となると、個々人によってその意識の内容が異なってくるのは当然である。何故ならば、精神現象には常に、非空間性と非公共性が付随するからである。主観的なうかがい知れぬ個々人の意識にどこまで這入り得るのか。既に、カントの指摘する如く、純粋な善意志、義務 (Pflicht) 意識からなされた行為は、真の善と称しうる価値を有するとしても、果してその純粋な Motiv は外部から察知可能であるとは言えない。小売商人の正札売りにより老人も小児も欺まされることなく購いうる、ということは、小売商人の純粋な誠意からなされた行為であるのか、商策による信頼獲得のための行為であるかは外部からは判然たり得ないというカントの例は、²⁾ 同時に我々がどの程度の深さに於いて罪を意識しているかということに通じる。

斯くの如く、罪の意識は全く非公共的であり、たとえ所謂罪人と同じ体験をして見たところで、罪を如何に意識するかこの点に就いては、同一の視座にあるとは言えぬかも知れないのである。勿論自然科学的な現象とは異なり、罪を意識するという事について一定の法則性は見出し得ないし、

因果性の範疇を使用し十分に科学的と呼ばれるにふさわしい認識を成立させることは、益々もって不可能であり、罪の意識を問題とする時、最初から *aporia* が待っているのである。然し罪の意識ということも、*schuld* の元来の意味が後に詳述する如く、案外、違約による利害計算的な意識という単純平明なものであり、それ程、崇高な人々のみの所有物ではなく、我々の日常生活に極めて密着したものであるかも知れない。

我々は形而上的な罪意識の分析を試みる時どの程度にまでアプローチすることが可能なのであろうか。果して、罪の意識の説き明かしは始めから、*Kommunikation* の不可能な問題なのであろうか。

I. 罪という概念は極めて *Vieldeutig* であること

ギリシャ正教の永眠者を葬むる折に、在世中、本人の知ると、識らざる諸々の罪を赦し給え、の贖罪の祈りの文が詠まれる。この自己自身にて意識しない罪という表現は、*Pecatum Commissionis* は当然、罪とされると同時に、*Pecatum Omissionis* (不作為の罪) という罪の概念によるものであることが判る。不作為の罪も罪の概念の中にも含めるとなると、我々は罪を果して意識しうるのであるのか、の問題さえ提起しなければならなくなる。

しかも、バルザックの「セザル、ピロトー」に陳べられている言葉、「罪に就いて考えたり、語ったりすることは不可能である。我々が利益を侵害されたとか、傷を負わされたとか、頬をなぐられたとかでの人間の憎しみは、それ程深くない。それ等には和解が可能である。しかし、卑劣な行為の現場を目撃された場合は、罪人と罪の目撃者との間に起る決闘はいつれかが、死ぬ迄は決着が着かない。³⁾」罪の価は死なり、という表現は之によるのであろうか、罪の価は死なりと言うと、我々は生きている以上、不作為の罪に陥らざるを得ないことは当然である。故に死すべきなりの論理さえ生じ得るのである。

斯の様な厳しい罪の意識も存在しうるとなると、我々は罪という概念は複雑な内包を蔵し、包括的な定義は下し得ない程極めて多義的である。特に、私は罪人でない故、罪に就いて語り得ない、ましてや、罪を意識するという事自体了解し得ない、という時には、既に *Hybris* (傲慢) の罪を犯しているということになれば、愈々、罪を意識するという問題には多くの段階が用意されていることに気付かざるを得ないのである。

以上の様な *Rigorismus* の立場を一応離れて常識的な意味に就いて、罪を意識するという場合の、罪の概念を我々は K. ヤスベルスの指摘する四つの段階⁴⁾ に於いて考えることが一つの依拠となるであろう。即ち、(a) *Die Verbrechen* (b) *Die Politische Schuld* (c) *Die Moralische Schuld* (d) *Die Metaphysische Schuld*. の区別のそれである。

我々が、今、本論に於いて採り上げる罪の意識とは、*metaphysische Schuld* という。Erb-sünde を背景とした段階に於けるものである。当然の事ながら、形而上的な罪意識のみが、日常的人間関係に於ける信頼への裏切りの罪とか、法に違反する罪と対比的に独り離れて存在するも

のではなく、ヤスペルスの四つの段階も、形式論理の上からの区別であり、現実に於いては相互にエンタングルしているものである。論理の綾とも言えるであろう。しかし、一応我々は、罪の意識を宗教的な意味に於ける形而上的な立場から考察しようとする。然し、論理の整合を以って考察の目標が達成されるとすると、反って逆に罪の意識の解明から遠ざかることになり、更に、この意識の局在を示すことも、これ亦、アポリアなのである。

罪の意識の多義性と、単に論理の整合のみにては罪の意識の解明されえないという、この二つの条件を前提にして、宗教的な意味に於ける罪意識を我々は分析しなければならないであろう。

II. 神の審きと赦しの視座に立つ罪の意識

カントの周知の、純粹理性に対する実践理性の優位性を示す Postulat としての意志の自由は、⁴⁾ Erbsünde の象徴的な旧約聖書のアダムの楽園追放の章の近代版ともいえる。その理由は、善を Autonomie 的にえらび取り得ることは同時に、罪を犯す自由とも変貌し得るからである。

カントは人間理性、理性者一般といった形で、神と置き変えるものを用意したが、やはり、神、超越者対人間という対応を通してでなければ、形而上的、宗教的な意味に於ける罪意識を問題とする事は出来ないのではないか。殊に、冒頭に陳べた、マリアの罪をも自分の罪として云々ということ、神なるものを設置しなければ了解出来ない表現になるのではないか。

我々は先ず Schuld というドイツ語の負債を意味する語が何故罪の意識を言い現わし得るのか、又その語がヤスペルスの言葉の如く Ich bin ich selbst, aber als schuldig という深い罪人意識を持ちうのか、その理解のためユダヤ人の考えた神人関係にまで遡るべきではない。

旧約聖書という名称が既に示す如く、ヤーヴェの神と人との関係は、契約 (Kontrakt) である。神はモーゼを通じ、イスラエルの民に十戒を命じ、その遵守の条件として祝福を約したのである。「汝若し、全て我が言うところを為さば、我汝の敵の敵となり、汝の仇の仇となるべし。」と約した。従って己れの意志により明白に神の掟に背く行為は、その人の生命の維持は保証されず、神との契約に背けば、当然、代償を払わなければならなくなる。負い目の生である。この段階に於いては上述のヤスペルスの言葉は平明のものとして終る。しかし、之は罪悪の意識を負債の語によって表現することは、経済的素質に特に優れているといわれるユダヤ人の才に帰すると言える。

我々が日常的に相手に対して、⁵⁾ 精神的に「済まない」と言う時、為すべきことを成さない未済分が残っている、借りがあるという事が成立する。この点をユダヤ人は極めて鋭く把握したのである。

之を内面化した場合、精神的な負債におき変えた場合、人間がそれ自身の力によって存在し得ないで、約束の遵守のもとに始めて、精神的に生きる存在を確保し得るという意味を持ち得る。人間はその存在を贈られた存在として持つという事になる。人間存在の背後には常に先験的な存在を予想せざるを得ないということを示すことになる。ここに原罪の持つ本質的な意義がある。契約によって従うべき命令に依存しつ、人間存在が始まったという処に、アダムの場合の如く罪

は存在し始めたのである。

我々が人間存在である以上、この脱出出来ない袋小路にいて、罪の意識とは何ぞやを問うことは、傍観者の態度に於いては不可能であろう。従って、我々は罪の意識の解明を、我々の現実的あり方としての、ハイデッガーの Dasein の分析と、トマス・アクィナスの deficere の考え方を我々に即しつつ、深めようとするものである。

III. 人間存在自体と罪との関連

ハイデッガーは Dasein が通例、In-der-Welt-Sein として、世界内の交渉に捉われ、本来的自己の可能性から逃避しているという Verfallen が罪の根源であるとして把握している。即ち、Divertissement により死への存在である本来的自己を曖昧にし、ダス・マンとしてのかくれ蓑の裡に良心的な決断をそらしていることを罪としている。

具体的に言えば、現実的な社会生活から脱落することを、意識的にも無意識的にも恐れて、人の顔色をうかがい、適当に語調を合わせ、微笑を堪たえ、それ程罪悪感を持たずして嘘を言い、真実を語る事により自己の立場を際立せることを巧みに避け、芥川竜之介の珠儒の祈りの言葉の如く大衆の中にかくれ、党の中に我々 (wir) としての発言により安定感を得ている。しかも、そのことを良識としてさへ自負している状態である。又返ってその事の方が normal な在り方として多くの人々に承認され、お互いの了解事項として、責め合う事も起らず、自己自身も特に良心的メネースを受ける事もないのである。

良心の苛責という問題にしても、Gewissen, conscience, conscientia, suneidesis の語がそれぞれ、共にという接頭語と知るとい語幹に分けて、言語的分析の力を借り、⁶⁾ 共にとは何と共にか、神か、社会か、因襲的な伝説と共にか、と考え、時には良心的であることは、責める自己の声と、責められる声との矛盾を克服する為に、良心にプロテストすることが、逆に良心的なりとして Verfallen を成長の証左として妥協的に肯定さえしているのである。

以上をハイデッガーは Dasein の日常的な、空談と好奇心と曖昧に⁷⁾ 止まる Verfallen としている。尤も、Über den Humaismus の小論に於いて彼は、所謂道徳的な意味の墮落とは解してはいないが、やはり、死との対決から目をそらす、本来的自己を放心によりごまかす態度としている。

形而上的な罪の意識の一端を示す卓越した思想と言える。勿論、無自覚であろうと、意識的であろうと、現存在的な立場に在る以上、之から逃れることは不可能でもであろう。人間存在としてあることが既に罪なのである。この意識がなければ、序論に於いて表現されている罪という言葉は全く了解し得ない言葉に終って仕舞うのである。

ハイデッガーは被投企性 (schon-sein-in) に於いて、自己固有の可能性に不安を感じつつ、墮在していることを覚ることが罪の意識であるとする。

世間で罪人とされる特別の人間だけが犯罪人として責任を負っているのではなく、むしろ賞讃

に価する生活や行為であっても、責めを免れ得ない。従って、それを意識しないとしても罪とされる。地上に肉体を持ち生存し、生存のために争い合う人間が、樂園追放後の人間の逃れ得ない墮罪であるとする、キリスト教の原罪の思想が根底にあると考えてよいであろう。

人間存在という限界状況にあって、召命に答えなくてはならない、根底的な不安、動揺に罪の意識が浮かび上って来るのである。

更に、トマス・アクィナスの神学大全の第一部に示される *deficere* であること自体が、即ち、行為から逃避すること、行為の欠如態が罪であるとする考え方も、ハイデッガーの日常的なダスマンとしての態度が頽落であるとする考え方と機を一にする。

我々が此世に生存している限り、我々は、家族に対し、社会に対し、なすべき義務を多く荷っている。無数の義務にとり囲まれながら、忙しく、暇なく、ダビデの讃歌の如く、よろめき倒れがちである。その上、周囲には更に我々の愛の義務を果さなければならない多くの人々がいる。しかも、我々には唯なし得る限りの、という限界が常につき纏う。此の限界を廻って所謂、怠りの罪が成立して来る。愛の義務に無関心であり、冷淡であることにより、程度の差こそあれ、皆罪人であるという事になる。自らを律法を守る誠実なる者として誇るパリサイ人も既にヒブリス (*Hybris*) の罪が問われているのではないか。我々が務めを怠ること、辛さから身をさけることは、何等かの仕方での借りを払ってしまわぬ限り、単純に気の重さを感じずという事だけでは済まされない。この負い目を認めまいとしがちな人間の性情が既に借りを二重にも三重にもすることになるのである。

済んでいない義務、済んでいない負い目は塗抹出来ないものとして、永久に我々に残るのである。しかも、人間は一体何処から、何のために怠りという負債を借りたのであろうか。人間とこの負債へと強いた窮地とは何を意味するのであろうか。ハイデッガーの所謂 *Sein zum Tode* という人間の宿命なのであろうか。それでありながら、我々は少しでも労を省きたがっているのであり、怠りがちなのである。たとえ良心的にこの事を自覚して謙虚な気持になったとしても救われるものではない。意識し、自覚することにより一層、罪意識は我々を把えて離さないのである。

之は決して単なるリゴリズムのレトリックとして片付けるわけには行かない問題である。この立場が我々によって理解されなければ、聖書に示される、「汝等のうち罪なき者彼の女に石うて」⁸⁾ の言葉も不分明のまま残るのである。

罪人としての意識がなければ、罪の解明も、罪と意識するということも唯観念論者の戯言と、しか受取られないであろうし、形而上的な罪の意識とは全く無縁の立場に立つことになる。

例えば、スボタのミサを朝寝することによって一日怠った老婆が一週の間もだえ苦しむといった反省は、ただアップズルトな行為、意識としてしか受取れないであろう。

罪なしとする意識が既に罪の意識なりとするのは無益な循環論としてしか受取られ得ないであろう。斯くして罪意識の問題は、特に形而上的なそれは客観的に概念規定を試みようとする事によって理解すれば、解明は終るといふ種類のものではなく、自己自身との対決という厳しい実

践の問題とならざるを得ない。

罪を意識するという事を論理の整合の上で把握しようとする試みが、既に間違いであるとするならば、冷い理性を超えた温かい理性というヤスペルスの言葉の如く真の理解の途は宗教的な信仰の世界に於いてでなければならぬのであろうか。斯の様に考えると、徹底的に問いであることが決して答に転化しえないということ、最後まで問いであり続けることそれが固有の意味での罪であるということが明らかになって来る。

丁度、習俗の研究のみを意図して葬儀の列に参加して観察者として冷静な眼をもっていることは、悲しみの裡にある人々への冒瀆である如く、罪の意識は、これを自分のものとしてエルンストにエルレーベンした時、始めて我々は本来的な自己を取り戻し、この問題を bekennen するのではなく、erkennen することになるのではないのか。

結 び

人間存在が既に罪を蔵しているという意識は、論理的に把握し得るであろうか。即ち、他の人々と共同の理解に於いて把えうることが出来るのであろうか。

G. E. Moore は善を単純概念であり、黄色という色を説明する場合、物理的現象として、光の波動によってしても、黄色を全く識別出来ない盲人にとっては何等の理解をもたらさない⁹⁾ とする如く、聖者は優れた智慧によって「罪のあがなう価は死なり」の言葉を示しているが、我々は罪そのものを即自的に意識し得ない。ムーアの考えの如く、罪の結果としての、苦しみ、悩み、死という罪に随伴する結果的なものによってしか罪の意識を理解し得ないとするならば、naturalistic fallacy を犯さなければ我々は罪の意識にアプローチすることは不可能なのであろうか。

我々は、deficere の思想や、日常性の Verfallen の存在の仕方を經由することによって始めて罪の具体的な認識の途が開かれるのではないか。

以上は、ヤスペルスの Schuld の区別に示唆を得て、形而上的な罪意識に就いて罪、及び罪の意識に就いての考察であるが、やはり人間的生長を唯一のより処として更に向後思索を深めなくてはならないであろう。現在の情報時代に於ける倫理、現実の交通事故に於ける責任倫理、メタ倫理学等の立場からは罪の問題は如何に取扱うべきかは、当然次の課題として提起されなければならないであろう。本論は宗教的な意味を持った場合の所謂形而上的な罪の意識へのアプローチとしての限定を持つ。尤も宗教的などといった場合、更に、宗教的とは何を意味するのかの分析がなされるのが当然であり、次の課題となるであろう。しかしながら、問題となるのは義務を怠る人間はすべて罪人であると論じて、その人自身が罪の意識を自覚しないということになると、形而上的な罪の意識は Pharisäer の繰言と同じことになるのではないかという事である。

註

1) Neuen Testament: Matthäus, 18-21. 22

2) Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. Im Insel-verlag S. 23. 1. Kant.

- 3) 罪 (新倫理講座 III): 北森嘉蔵, 罪の項参照
- 4) Hoffnung und Sorge: Schriften zur deutschen Politik. S.91-162 Piper: Karl Jaspers
- 5) 倫理学, 和辻哲郎全集, 第十卷, 罪責と良心の項参照, 引用
- 6) Das Gewissen. Hendrik G. Stoker 1925 三輪健司訳参照
- 7) Sein und Zeit. Martin Heidegger. Max Niemeyer Verlag S. 166-175.
- 8) Neuen Testament: Johannes 8-7: Wer unter euch ohne Sünde ist, der werfe den ersten Stein auf sie.
- 9) Principia Ethica. Cambridge University Press: G. E. Moore S. 10

他に参考文献として,

1. 世界美術全集, ミケランジェロの項, 角川書店
2. Alten Testament.
3. 冒頭の引用句は, 旧約聖書詩編ダビデの讃歌, 38~18. 19
「われ侍るばかりになりぬ, 我が悲哀はたえず我が前にあり, そは我自ら不義を言いあらわし,
我が罪のために悲しめばなり。」 筆者試訳